

2020年12月24日 全8頁

コロナ禍でも堅調、iDeCo 加入者 176 万人

個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況（2020年10月時点）

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数は、2020年10月時点で175.6万人となり、全体の加入率（加入対象者数に占める加入者の割合）は2.6%となった。第2号加入者数（会社員・公務員）が149.6万人と全体の85%を占めている。加入率では、公務員が8.6%と高い。
- 拠出する掛金額の分布を見ると、第2号加入者のうち企業年金のない会社員では拠出できる枠を余らせるケースが少なくない一方、それ以外の第2号加入者では、限度額いっぱいまで拠出する層が多数である。なお、令和3年度の税制改正では、企業年金加入者間の公平を図るため、確定給付型企业年金のある会社員や公務員のiDeCoの拠出限度額が現行の1.2万円から2万円へと引き上げられる予定である。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済や雇用への影響がある中でも、今のところiDeCoの新規加入者数が大きく落ち込んでいるということはない。当面は実効性ある対策で景気の安定を図ることが最優先課題であると同時に、アフターコロナを見据えつつ人生100年時代に向けて自助による備えの重要性を意識づける啓発活動の強化も求められているだろう。

iDeCoの加入者数は176万人

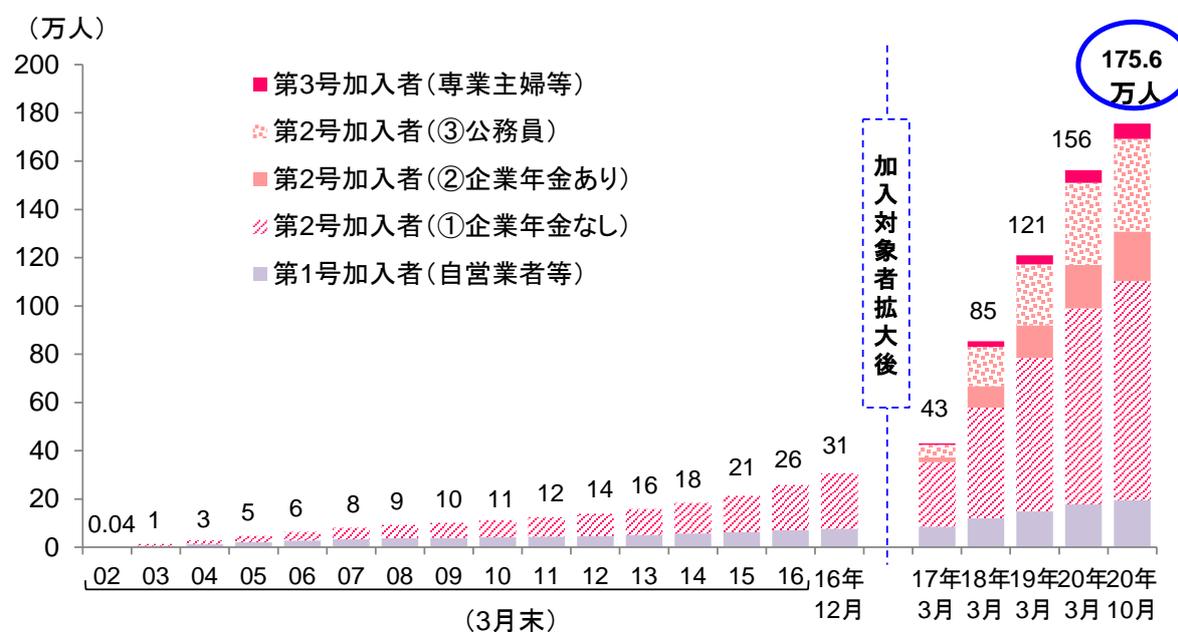
本レポートでは、順調に増加する個人型確定拠出年金¹（個人型DC、イデコ【iDeCo】）の加入者属性と拠出状況を確認する。

iDeCoの加入者数は2020年10月時点で175.6万人となった。個人型DCは、掛金の運用がスタートした2002年には対象者が自営業者や企業年金のない会社員に限定されていたため、加入者数の増加ペースは緩やかだった。だが、「イデコ(iDeCo)」という愛称が付され、2017年1月に加入対象範囲が大幅に拡大されて以降は、図表1のように加入者が急増している。

¹ 2001年創設の確定拠出年金（DC：Defined Contribution）は、企業年金制度として会社が用意し、その会社の従業員が加入する「企業型DC」と、個人が任意で加入する「個人型DC（iDeCo）」の2つのタイプがある。

iDeCo の加入対象者数を公的年金被保険者数² (6,746 万人、2019 年 3 月末時点) とすると、それに占める加入者数の割合 (以下、加入率とする) は、2.6% (=175.6 万人÷6,746 万人) である。加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月末には 0.8% (=30.6 万人÷3,744 万人³) であった (2016 年以前は個人型 DC) から、加入率は 3 倍以上となった。

図表 1 iDeCo (個人型 DC) の加入者数推移



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書 (各年度版)」「iDeCo (個人型確定拠出年金) の加入等の概況 (各月時点)」より大和総研作成

会社員・公務員の加入者数は 150 万人、特に公務員の加入率が高い

2020 年 10 月時点の加入者数の内訳⁴を図表 2 の上表で見ると、第 2 号加入者 (会社員、公務員) が 149.6 万人と加入者数が最も多い。加入率で見ても 3.4% と高く、第 2 号被保険者において利用が進んでいる。さらに、第 2 号加入者の内訳を見ると、「①企業年金なし」が 90.7 万人と最も多いが、加入率で見ると「③公務員」が 8.6% と最も高い。個人型 DC の加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月以降の加入率の推移を加入者の種類別に見ると、特に「③公務員」の iDeCo の利用が進んでいる (図表 2 の下グラフ)。

² 厚生労働省年金局「平成 30 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」(令和元年 12 月)による。

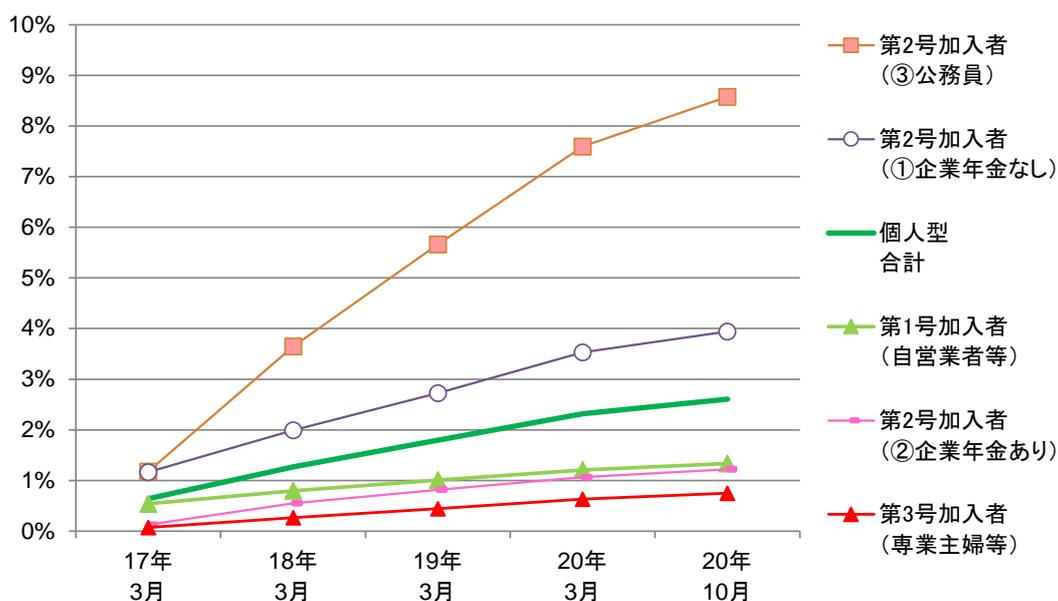
³ 対象範囲拡大前の個人型 DC の加入対象者は、第 1 号加入者と企業年金のない会社員に限定されていた。2016 年 12 月末の加入対象者数は「国民年金の第 1 号被保険者数」と「第 1 号厚生年金被保険者数－企業年金の加入者数」を合計し算出した。ただし、企業年金の加入者数は、企業型 DC、確定給付企業年金、厚生年金基金の加入者数を単純合計し、複数制度に重複して加入している場合を考慮しておらず、また、データは 2016 年 3 月末時点のものを利用した。

⁴ iDeCo の加入者は公的年金に関する被保険者の種類別に 3 区分あり、第 1 号加入者は iDeCo 加入者のうち自営業者等の第 1 号被保険者に該当する者、第 2 号加入者は iDeCo 加入者のうち会社員、公務員といった第 2 号被保険者に該当する者、第 3 号加入者は iDeCo 加入者のうち専業主婦等の第 3 号被保険者に該当する者である。

加入者数が最大の「①企業年金なし」については、加入率の伸びは公務員に比べて緩やかであり、拡大の余地を残しているといえる。また、「②企業年金あり」は第2号加入者の中で加入者数、加入率ともに最も低い、第1号加入者（自営業者等）数と同程度までに増えてきた。iDeCoの加入可能年齢の拡大（2022年5月施行）や、企業型DCの加入者のiDeCo加入要件の緩和（2022年10月施行）などの制度改革が予定されている⁵。今後も、会社員や公務員を中心に、iDeCoの利用が広がっていくことが期待できそうだ。

図表2 iDeCoの加入者数と加入率【2020年10月時点】

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
	自営業者等	①企業年金なし	②企業年金あり	③公務員	全体	専業主婦等	
A 加入者数【万人】 (2020年10月時点)	19.6	90.7	20.5	38.4	149.6	6.3	175.6
B iDeCo加入率 【A/C】	1.3%	3.9%	1.2%	8.6%	3.4%	0.7%	2.6%
C 加入対象者数【万人】	1,471	2,301 (注3)	1,680 (注2)	448	4,429	847	6,746 (注1)



(注1) 2019年3月末時点。公的年金被保険者数。なお、第1号加入対象者数は国民年金の第1号被保険者数、第2号加入対象者数「全体」が第2号被保険者（厚生年金被保険者）数、第3号加入対象者数は国民年金の第3号被保険者数。

(注2) 2020年3月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型DCの加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注3) 第2号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた人数。

(注4) 加入率は、各時点で得られる最新の加入対象者数を基に算出。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会等「企業年金（確定給付型）の受託概況」「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

⁵ 大和総研レポート 政策調査部 佐川あぐり「[会社員・公務員のiDeCo利用拡大に期待](#)」（2020年4月24日）参照。

掛金の拠出状況

iDeCo は、加入者が 5 千円以上、千円単位で毎月一定額を拠出する仕組みである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の属性によってその金額が異なる。それぞれの加入者の拠出限度額と実際の掛金の状況について、箇条書きでポイントを整理した。

- ・ 第 1 号加入者の拠出限度額は 6.8 万円⁶（月額、以下同じ）。5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層が約半数を占める。他方、限度額いっぱいを含む「6.5～6.8 万円」の加入者も 20% いる。
- ・ 第 2 号加入者の拠出限度額は各区分で金額が異なる。「①企業年金なし」は 2.3 万円。実際には「2.0～2.3 万円（図表 3 では 2.0～2.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 54% と多いが、5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層も少なくない。
- ・ 「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤め先の企業年金の制度により 3 パターンに分かれ、（ア）企業型 DC がある場合：2.0 万円、（イ）企業型 DC と DB（確定給付型年金⁷）がある場合：1.2 万円、（ウ）DB がある場合：1.2 万円。拠出状況は「②企業年金あり」全体で見ると、「1.0～1.4 万円」に属する加入者が 80% と最も多く、（イ）と（ウ）に区分される加入者の多くが上限いっぱいまで拠出しているのではないかと考えられる⁸。
- ・ 「③公務員」の拠出限度額は 1.2 万円。「1.0～1.2 万円（図表 3 では 1.0～1.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 87% で、上限まで拠出する加入者が大半を占めている。
- ・ 第 3 号加入者の拠出限度額は 2.3 万円。「2.0～2.3 万円（図表 3 では 2.0～2.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 48% と、上限近くまで拠出する層が半数以上を占めるが、1.4 万円以下の範囲で拠出する加入者も 5 割近く存在している。

要約すれば、第 1 号加入者と第 3 号加入者では、少額の拠出をする層と限度額近くまで拠出する層に二極化している。第 2 号加入者の「①企業年金なし」については、拠出できる枠を余らせている加入者が少なくないが、それ以外の「②企業年金あり」、「③公務員」については、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多いといえる。

⁶ 第 1 号加入者の場合、iDeCo の限度額は国民年金基金の掛金との合計で 6.8 万円である。

⁷ 厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済等である。

⁸ 現行は、月額 5.5 万円が上限である企業型 DC のみを実施している（ア）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 3.5 万円とすることを規約で定めた場合に限り、また、DB との併用で月額 2.75 万円が上限である企業型 DC を実施している（イ）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 1.55 万円とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCo への加入が認められている。しかし、法改正により 2022 年 10 月からはこの要件が緩和され、（ア）の場合は 2.0 万円、（イ）の場合は 1.2 万円の範囲内で、かつ、企業型 DC の事業主掛金との合計が拠出限度額（（ア）の場合は 5.5 万円、（イ）の場合は 2.75 万円）の範囲内で iDeCo への拠出が可能になる。

図表3 加入者の種類別の拠出限度額と掛金額の状況

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	専業主婦等
		(ア)企業 型DC	(イ)企業 型DC +DB	(ウ)DB		
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円
掛金額別の 加入者数 (人)	(注1)5～9千円	45,525 24%	173,893 20%	33,913 17%	48,264 13%	17,960 29%
	1.0～1.4万円	41,827 22%	193,737 22%	159,843 80%	316,273 87%	11,997 20%
	1.5～1.9万円	6,045 3%	36,217 4%	262 0%		1,753 3%
	2.0～2.4万円	25,460 13%	481,480 54%	4,558 2%		29,671 48%
	2.5～2.9万円	2,490 1%				
	3.0～3.4万円	13,622 7%				
	3.5～3.9万円	1,660 1%				
	4.0～4.4万円	3,574 2%				
	4.5～4.9万円	1,048 1%				
	5.0～5.4万円	9,365 5%				
	5.5～5.9万円	748 0%				
6.0～6.4万円	2,427 1%					
6.5～6.8万円	37,613 20%					
計	191,404 100%	885,327 100%	198,576 100%	364,537 100%	61,381 100%	
年単位拠出の届出を している加入者数(人) 【種類別加入者数に 対する割合】	5,018 2.6%	21,581 2.4%	6,605 3.2%	19,695 5.1%	2,004 3.2%	

【平均(単位:円)】		
第1号	27,211	
第2号	①企業年金なし	16,160
	②企業年金あり	10,731
	③公務員	10,915
第3号	14,813	

(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では、「5～9千円」ではなく「1,000円～」と表記されている。これは、第2号加入者の①企業年金なしに属する加入者に限っては、2018年5月からスタートした「iDeCo+」によって、例えば加入者本人の掛金額が1千円、事業主の掛金額が4千円で、合計5千円というケース（本人の拠出額が5千円未満のケース）があるためである。ただ、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上である必要があり、本レポートでは事業主の掛金分を含めて5千円と表記している。

(注2) 掛金額は千円刻みのため、例えば、「5～9千円」は5千円、6千円、7千円、8千円、9千円のいずれかの掛金額を拠出する加入者数の合計と、各区分に占める割合を示している。

(注3) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済等の確定給付型年金の制度。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（令和2年10月時点）」より大和総研作成

なお、現行のiDeCoの拠出限度額については、2020年6月以降、社会保障審議会の企業年金・個人年金部会において見直しが検討されてきた。具体的には、企業年金に加入する会社員や公務員の限度額（図表3「②企業年金あり」の（イ）（ウ）と「③公務員」）を、「②企業年金あり」の（ア）と同じように2万円とする案である。この見直しは、与党の令和3年度税制改正大綱（2020年12月10日）に盛り込まれ、「②企業年金あり」（イ）（ウ）と「③公務員」の限度額は現行の1.2万円から2万円に引き上げられることになった。

「②企業年金あり」の（イ）や（ウ）の限度額が一律に1.2万円とされてきたのは、すべてのDBについて掛金相当額が一定額で評価されてきたことによる。だが、DBにおける現実の加入者1人当たりの平均的な掛金額はその一定額よりも低く、多くの人々がその分の拠出枠を使えていないという問題があった。そこで、DBの掛金額の実態を反映させるために、DBの掛金相当額を個別のDBごとに評価するという変更が行われるとともに、「②企業年金あり」の（イ）や（ウ）の限度額も2万円に引き上げられることになった。同様の見直しは「③公務員」についても行われる。

ただし、この見直しは企業年金加入者間の公平を図ることが目的であり、企業型DCやDBの事業主掛金額との合計で5.5万円が上限という枠自体に変更はない。とはいえ、「②企業年金あり」の（イ）（ウ）と「③公務員」においては、すでに上限いっぱい拠出している層が8割以上を占めており、さらに上乘せして拠出したいというニーズは高そうだ⁹。

背景には、企業年金や個人の資産形成制度に関する拠出・給付に係る税制の取り扱いが異なる点を見直し、働き方や勤務先の違いで有利・不利が生じない中立的な制度の構築が求められていることがある。令和3年度の税制改正で企業年金加入者間の公平性は高められることになった。だが、企業年金のない会社員の拠出限度額（「①企業年金なし」の2.3万円）については現行のままであり、企業年金のある会社員との公平性を図る観点からすると、これを5.5万円に引き上げるなどの見直しを検討すべきではないだろうか。また、自営業者や就労していない人々も含めた公平性や資産形成支援についても、さらに深い議論を進めていく必要があるだろう。今後の動向に注目したい。

2020年はコロナ禍でも新規加入が進んでいる

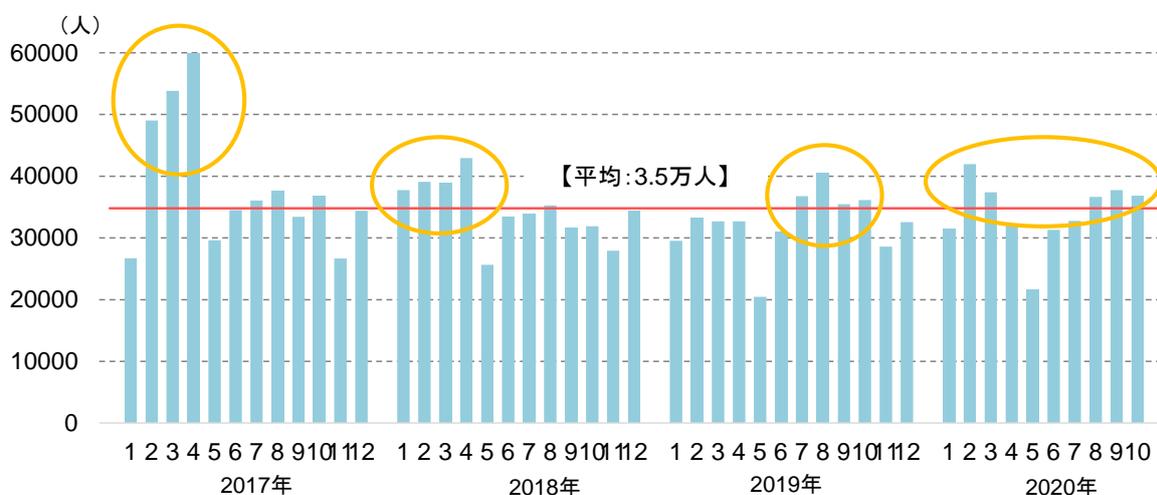
2017年1月に加入対象者が拡大されて以降のiDeCo全体の新規加入者数の月次での推移を見ると（図表4）、同年2月から4月にかけて毎月5~6万人程度が新規加入した後、概ね2~4万人のレンジで推移しており、直近月までの平均は月3.5万人である。加入対象者が拡大される前の2016年における個人型DCの新規加入者数は1か月当たり平均で約6,500人程度であったから、状況は様変わりである。

新規加入者が増えた要因としては、加入対象者の拡大やiDeCoという愛称の普及以外にも雇用・所得環境の改善があったと考えられる。毎月の収入が不安定だったり、伸びが低かったりすれば、資産形成を实践する余裕がないのは当然である。特にiDeCoは、60歳以降にならないと資産が引き出せないため、目先の生活が大変な状況であればiDeCoを活用する人は少ないと考えられる。新規加入者が増加する素地として、2010年代の長期的な失業率の低下や2014年以降の名目賃金の上昇トレンドがあったといえるのではないかと。

⁹ ただし、DBの掛金相当額及び企業型DCの事業主掛金が3.5万円を超える場合は、その超えている分だけ2万円の枠は小さくなる（合計で5.5万円が上限）。

また、iDeCo の新規加入者数が増えた局面では、制度の設立や変更等のイベント的な要因も影響していたかもしれない。2018 年は 1~4 月の前半で全期間の平均を超えているが、この時期にはつみたて NISA が導入され、資産形成に関連するニュースや情報が広がったり、金融機関によるキャンペーンが行われたりしていたため、つみたて NISA だけでなく iDeCo について知る機会もそれ以前と比べて多かったと思われる。さらに、2019 年 6 月に金融庁に設置されている金融審議会のワーキング・グループ報告書をめぐって、老後には 2,000 万円の資金が必要になるという話題が社会に広がった直後も、新規加入者が増加した気配がある。

図表 4 iDeCo の新規加入者数の推移



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」より大和総研作成

先述した通り、新規加入者が増えるための素地として雇用・所得環境の改善が必要であるとすれば、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行は強い逆風である。2020年の賃金動向を見ると、毎月勤労統計調査の現金給与総額は特に残業代の減少が大きく、前年比マイナスで推移している。実際、4~7月の新規加入者は平均の3.5万人を下回った。雇用調整助成金の大幅拡充などの手厚い政策対応もあり、雇用情勢が極端に悪化していないため、8~10月は新規加入者数が回復している。だが、雇用の動向は景気に遅行して変化することに加え、11月以降は再びコロナ禍が猛威をふるっており、事態の推移を注視する必要がある。

ただ同時に、見方を変えるとコロナ禍の収束が見えない中の割には新規加入者が堅調に推移していると捉えることもできるかもしれない。新規加入者の今後の増減を占う要素として、雇用・所得環境のほかに、不確実性の高まりを受けた資産形成動機の強まりも考えられる。多くの人々にとって、今回のコロナ禍のような未曾有の危機による経済社会へのショックが生じると、真っ先にその悪影響を受けるのは、貯蓄がない、あるいは資産形成ができていない家計である。逆説的ではあるが、コロナ禍による困窮をきっかけに、将来のために備える必要性が高いという意識の変化が人々に生じている可能性はあるだろう。

資産形成動機の強まりに関連して、2020年になって第3号加入者（専業主婦（夫））の新規加入者数が前年比で平均24%と伸びている点を指摘したい。専業主婦（夫）の場合、収入がないか少額のため、所得控除のメリットが小さいことがiDeCoの利用が広がらない理由の一つであるが、コロナ禍の中で高齢期になるまで資産を引き出せないiDeCoに加入する専業主婦（夫）が増えているのである。iDeCoへの加入を動機づける要因を特定するのは困難だが、「老後2,000万円問題」という言葉が人口に膾炙する中、コロナ禍による先行き不透明感の高まりに対し、専業主婦（夫）が長期的な視点で家計防衛的な行動をとり始めているとしても不思議ではない。

iDeCoの新規加入者を増やしていくためには、新型コロナウイルス感染症を収束に向かわせることは当然であるとして、当面は、実効性ある経済対策で雇用や賃金等の所得の安定を図り、人々の生活を支えていくことが最優先課題である。同時に、アフターコロナを見据えつつ、人生100年時代に向けて自助で備えることの重要性をいっそう意識づける啓発活動への持続的な取り組みの強化も求められているだろう。